

公立大学法人金沢美術工芸大学証明書交付手数料規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「大学」という。）の証明書交付手数料について必要な事項を定めるものとする。

(交付手数料の額)

第 2 条 卒業証明書、修了証明書、成績単位取得証明書、その他各種証明書の交付手数料の額については、1 件につき 300 円とする。ただし、大学に在学中の者にあつては、無料で交付できるものとする。

(施行の細目)

第 3 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。